

損害保険ワンポイント講座



豪雪や雪崩によって自宅の建物に生じた損害を補償する保険はありますか？

豪雪や雪崩などによって自宅の建物に生じた損害は、「火災保険」で補償される場合があります。

なるほど。「火災保険」は火災だけではなく、豪雪や雪崩による損害にも備えることができるんですね。火災保険を契約したい場合はどうすればよいですか？

損害保険代理店か保険会社に連絡して、十分に説明を受けたうえで契約してください。

契約後に損害が発生した時はどうすればよいですか？



豪雪、雪崩のほか風水害による損害が起きた場合も、損害保険代理店か保険会社に連絡してください。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)



損害保険のこと
相談にのってほしいの…

損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

【受付時間】月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

【電話番号】ナビダイヤル

0570-022808 (通話料有料)

[IP電話からは、]

そんぽADRセンター北海道 011-351-1031
へおかけください。

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願いいたします。

損害保険業界は、不正請求対策を行っています

不正請求者が受け取る保険金は、皆様の保険料から支払われます

「火災保険」「自動車保険」「海外旅行保険」「医療保険」等の不正請求者の情報を下記のホットラインで受付けています。

不正な保険金請求を見ついたら
保険金不正請求ホットライン

ふせい はつうほう
0120-271-824まで

保険金不正請求ホットライン

検索

<http://www.fuseiseikyu-hl.jp/>

| 一般社団法人

| 日本損害保険協会



長期不在時には水道凍結事故防止のため、

防止策として有効な『**水抜き**』をしましょう!

